

喜多方市eスポーツ講師派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が e スポーツを活用したイベント、その他取組等（以下「イベント等」という。）を行う際に、必要に応じて講師を派遣し、e スポーツの普及を通じた世代間交流の促進や地域活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(派遣内容)

第2条 派遣内容は次のとおりとする。

- (1) e スポーツ活動等のルール説明・指導等
- (2) e スポーツの講習等
- (3) e スポーツ大会等の運営支援

2 講師は喜多方市スポーツ振興コーディネーターが務める。

(使用機材及びタイトル)

第3条 使用する機材は別表1のとおり、e スポーツのタイトル（種類）は別表2のとおりとする。

(派遣対象)

第4条 派遣の対象となる行事等は、過半数が市民で構成される団体等が主催し、概ね6名以上が参加するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は派遣の対象としない。

- (1) 公序良俗に反する内容である場合
- (2) 政治活動・営利目的である場合
- (3) 宗教団体が実施する場合
- (4) 補助金や助成金など、他から財政支援を受けて実施する場合
- (5) 派遣する講師がその団体等の構成員である場合

3 派遣先は原則として喜多方市内とし、会場は派遣を希望する団体等が確保する。

4 会場については次の条件を満たしていることを推奨する。

- (1) 安定した電力供給ができること（100V電源2箇所以上）
- (2) 設営及び活動に十分なスペースを確保できること

(派遣回数等)

第5条 講師の派遣回数は、1つの団体等につき、1年度内2回を限度とする。

(費用)

第6条 講師の派遣に対する費用は無料とする。ただし、活動に要する消耗品等は、団体等が負担する。

(派遣申請)

第7条 講師の派遣を申請しようとする団体等は、喜多方市eスポーツ講師派遣申請書（様式第1号）により、派遣希望日の10日前までに教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ提出するものとする。

(実施報告)

第8条 講師の派遣を受けた団体等は、終了後2週間以内に喜多方市eスポーツ講師派遣事業実施報告書(様式第2号)を教育長に提出するものとする。

(庶務)

第9条 本要綱に関する庶務は、教育部生涯学習課が行う。

(その他)

第10条 eスポーツ機材を故意又は過失により破損等したときは、講師の派遣を受けた団体等に現品又は相当の代価をもって弁償させるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

(別表1)

名称	数量
ゲーミングノートパソコン	3
ゲーミングモニター	4
コントローラー	6
ミニアーケードコントローラー	2
太鼓の達人専用コントローラー	2

(別表2)

名称
ストリートファイター6
ぷよぷよeスポーツ
太鼓の達人 ドンダフェスティバル